

死亡届を出された方へ

下記について該当するものがありましたら、落ち着いてからで結構ですので、手続きをお願いします。詳しい内容については各担当課へ問合せください。

項目	対象の方	手続き内容	[受付場所] 担当課 (電話番号)	※支所
●印鑑登録、個人番号、住民基本台帳カードに関すること				
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	印鑑登録証所有者	死亡した方の印鑑登録は廃止となります。印鑑登録証を返納してください。	[本庁1階①] 市民生活課 (0776-50-3030)	○
<input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号カード	所有者	今後の手続きにおいて死亡した方の個人番号確認書類が必要になる場合があります。一定期間、保管をお願いします。		
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	所有者	住民基本台帳カードを返納してください。		
●飼い犬に関すること				
<input type="checkbox"/> 犬の登録事項変更	 犬の所有者	死亡の届出日から30日以内に所有者変更の届け出が必要です。※犬が指定登録機関に登録したマイクロチップを装着している場合は左記QRコードからお手続きください。(市での手続きは不要です。)	[本庁1階②] 環境推進課 (0776-50-3032)	○
●健康保険・年金に関すること				
<input type="checkbox"/> 年金	被保険者	年金は、死亡した月の分まで受給できます。 ・死亡した方が厚生年金を受給していた場合、年金事務所での手続き(郵送対応も可能)が必要です。 <u>福井年金事務所 TEL (0776) 23-4518(自動音声案内1→2)</u> まで問い合わせください。 ※年金を受給する前に死亡したときは、遺族・寡婦年金や死亡一時金の対象となる場合がありますので、福井年金事務所へ問い合わせください。	[本庁1階③] 保険年金課 (0776-50-3031)	○
<input type="checkbox"/> 国民健康保険	被保険者	国民健康保険被保険者証を返納してください。		
	葬祭主	葬祭費(5万円)請求のため、預金通帳(葬祭主名義)、認印、葬祭主を確認できる書類(領収書や会葬礼状)をご持参ください。※ 葬祭主(葬祭を行った方) が申請してください。		
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険	被保険者	後期高齢者医療保険被保険者証を返還してください。		
	葬祭主	葬祭費(5万円)請求のため、預金通帳(葬祭主名義)、認印、葬祭主を確認できる書類(領収書や会葬礼状)をご持参ください。※ 葬祭主(葬祭を行った方) が申請してください。		
●介護保険に関すること				
<input type="checkbox"/> 介護保険	被保険者証の所有者	介護保険被保険者証を返却してください。	[本庁1階⑦] 高齢福祉課 (0776-50-3040)	○
●子どもに関すること				
<input type="checkbox"/> 児童手当	受給者	児童手当は、死亡した月までの分を、翌月(または翌々月)支給します。 死亡者名義の口座へは振り込むことができなくなりますので、振込口座の変更をお願いします。今後新たに受給する方は、認定請求書の提出が必要です。必要な書類は受給者ごとに異なるため、担当課へご確認ください。	[本庁1階⑤] 子ども福祉課 (0776-50-3042)	
<input type="checkbox"/> 子ども医療費助成	受給者	受給者変更の手続きが必要です。子どもの健康保険証、受給者証、新受給者の通帳をご持参ください。		
<input type="checkbox"/> ひとり親医療費助成	受給者			
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	受給者	受給していた方が死亡した場合は、受給者死亡届が必要です。未支払請求のため、受給者の死亡を確認できる戸籍、未払分を振り込む預金通帳(児童名義)を持参してください。 扶養している児童が死亡した場合は、額改定届または資格喪失届が必要です。詳しくは担当課へ問い合わせください。		

項目		対象の方	手続き内容	[受付場所] 担当課 (電話番号)	※支所
●障がい者福祉に関すること					
手帳	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	所持者	手帳を返納してください。	[本庁1階⑥] 社会福祉課 (0776-50-3041)	
	<input type="checkbox"/> 療育手帳	所持者			
	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳	所持者			
医療費 助成	<input type="checkbox"/> 重度障害児者医療費助成	受給者	診療月の約2ヶ月後に医療費が助成されますが、死亡者名義の口座へ振り込むことができなくなります。 受給者証、親族の預金通帳をご持参ください。		
	手当	<input type="checkbox"/> 特別障害者手当	受給者		
<input type="checkbox"/> 障害児福祉手当		受給者			
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当		受給者（保護者） または障がい児			
サービス	<input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス等	利用者	お持ちの受給者証を返納してください。		
	<input type="checkbox"/> 障がい児通所サービス等	保護者・利用者			
●市税に関すること ※各支所には、税の担当職員がおりませんので、市税に関することは担当課へ問合せください。					
<input type="checkbox"/> 口座変更		口座振替利用者	死亡した方名義の口座で、市税の口座振替を利用していた場合は、変更の手続きが必要です。 口座登録の変更、納付書の再発行をご希望の場合は、担当課まで問合せください。	[本庁1階⑩-1] 税務課 (0776-50-3024)	○
<input type="checkbox"/> 市税全般		納税義務者	現年分の市税について、死亡した方の納税義務は、相続人に承継されます。後日、送付される「相続人代表者届」を提出してください。 固定資産（土地・家屋）や軽自動車を所有していた場合は、所有者変更の手続きが必要です。	[本庁1階⑩-2] 税務課 (0776-50-3023)	○ ※提出のみ
●上下水道に関すること					
<input type="checkbox"/> 上下水道		使用者	死亡した方が使用者になっている場合は、変更をお願いします。 死亡した方が一人暮らしで他に居住者がいない等、今後水道を管理する予定がない場合は、水道の閉栓届の提出をお願いします。（居住者がいない家での冬期間の漏水が多発しております。）	[本庁2階] 上下水道 お客さまセンター (0776-50-3131)	○
		口座振替利用者	死亡した方の名義で口座振替している場合は、変更の手続きが必要です。各支所会計・市内金融機関設置の「口座振替依頼書」を金融機関へ提出してください。		○
●農業者に関すること					
<input type="checkbox"/> 農業者年金		受給者・被保険者	死亡した方の住所の最寄りのJA窓口で手続きが必要です。手続きに必要な書類の作成については、JA窓口のほか担当課でもご相談いただけます。	[本庁2階⑥] 農業委員会 (0776-50-3151)	○
<input type="checkbox"/> 農地相続の届出		所有者	農地を所有等していた方が死亡した場合、その農地を相続したことの届出が必要です。担当課へ問合せください。		
<input type="checkbox"/> 農地の賃貸借 (農地中間管理機構を活用の場合)		賃貸借者	農地の貸し借りをしていた方が死亡した場合、手続きが必要です。担当課へ問合せください。	[本庁2階⑩] 農業振興課 (0776-50-3150)	
●住宅に関すること					
<input type="checkbox"/> 住宅		住んでいた家が空き家になる相続人代表者、親族等	空き家の活用を考えてみませんか？活用方法がはっきりしていない場合は適切な管理をしましょう。まずはご相談ください。	[本庁4階⑥] 空家対策室 (0776-50-3036)	

<本庁舎・各支所 所在地> 開庁時間：平日（12/29～1/3を除く）午前8時30分～午後5時15分

○本庁 坂井市坂井町下新庄1-1

○三国支所 坂井市三国町中央一丁目5-1

○丸岡支所 坂井市丸岡町西里丸岡12-21-1

○春江支所 坂井市春江町随応寺17-10

※「支所」欄に○印がある項目については各支所での手続きが可能です。